

## 期待される診療放射線技師の役割

## 上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

日本診療放射線技師会の第83回総会は、2021年6月5日に書面表決および動画配信により開催致しました。新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない中、会員の皆さまのご支援により2020年度会務運営を行うことができましたことを、心より御礼申し上げます。一方で、事業活動が十分できなかったことを大きな反省としております。今後は、オンライン事業においても新たな展開について検討をする必要があると認識しております。



このような不安定な社会情勢の中ですが、今回の診療放射線技師法改正に向けて、 さまざまな検討を行ってきました。このたびの "医師の働き方改革を進めるための

タスク・シフト/シェアを推進するための診療放射線技師の業務拡大に関する診療放射線技師法改正"を含む法案は、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」として、第204回国会で審議され2021年5月21日に法案が成立したことを受けて、診療放射線技師にとって大きな変革の時代を迎えることになりました。

この新しい法改正により実施される業務拡大のための研修は、厚生労働省が指定する研修として告示される大変重要な位置付けの研修となります。告示で示される予定として診療放射線技師免許登録をされている方の全てに受講義務が生じることになりますので、教育施設の教員や企業に勤務されている方も対象となることにご注意いただきたいと思います。

またこの研修は、これまで診療放射線技師が経験していない静脈路確保 (静脈注射) が含まれているため、研修の講師は医師・看護師が担当する必要があり、日本医学放射線学会、日本看護協会の皆さまにご協力を頂くことになりました。これらの経緯や今後の予定については、本会のホームページ「診療放射線技師法改正に伴う告示研修特設サイト」をご参照ください。

これまでにもお知らせしているように、今回は"求められる業務拡大"であり、診療放射線技師が社会から大きく期待されていると捉えていただきたいと思います。診療放射線技師の役割として医師のタスク・シフト/シェアのみならず、さまざまな活動に期待が寄せられています。

5月25日に行われた官房長官の記者会見では、「ワクチン接種促進策の内容」に診療放射線技師の活用が述べられました。さらに6月4日には、厚生労働省医政局長等連名の通知で「『新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について』を踏まえた協力について」が発出されました。

これについては、日本診療放射線技師会ではワクチン接種促進策について医療技術職の活用が検討される以前の4月13日に、造影剤副作用対応について学んだ診療放射線技師(統一講習会)が1万9,902人いることを医政局長に報告し、ワクチン接種後の経過観察ができることを示しておりました。この明確な根拠と説明にご理解いただき、診療放射線技師の認知を高めた発令となったと思います。

どのような派遣要請がなされるかは分かりませんが、非常事態の中での政府の要請に応えていただきますよう お願い致します。